

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1	子育て支援拠点管理運営事業★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	ひろば内での交流や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する講座等の実施を通して困難を抱える家庭を早期に発見し、必要に応じて他機関に繋げることが期待できるため。
	2	地域子育てひろば事業★	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	ひろばでの交流を通して、困難を抱える家庭を早期発見し、必要に応じて他機関へつなげ支援に結び付けることが期待できるため。
	3	一時預かり事業★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施圏の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	4	ファミリー・サポート・センター運営事業★	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	公的サービスが提供されていない範囲での送迎や預かりなどの支援を通して、子育て家庭の仕事と育児を両立する手助けをすするとともに、子育ての負担感や不安感を軽減することが期待できるため。
	5	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	6	養育支援家庭訪問事業★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	支援を受ける事で保護者が安定した養育をおこなえるようになることが家族の安定につながり、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
	7	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	乳幼児期・学齢期及び青春期と各ライフステージごとに行っていた相談支援機能を集約して窓口を一元化することにより、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場における支援者スキルアップを図る。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援事業を効果的に行える環境を整えることにより、養育環境の安定が図られ、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
	8	子育て世代包括支援センター★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	母子手帳交付時の面談や育児相談等を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	9	母子訪問指導事業★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	10	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	11	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	困窮世帯(生活保護制度や就学援助制度利用世帯)への保護者負担金の減免制度があり、保護者の就労支援に繋がっている。
	12	放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	在学児童であれば誰でも利用が可能であり、児童への学習支援や居場所づくりに繋がっている。
	13	地域の見守り拠点づくり事業	地域の大人が地域の子どもを見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	
	14	プレイパーク事業 冒険遊び場事業	子どもたちに公園を中心とした居場所を提供することで、子どもたちの安全確保と健全育成を図る。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	15	児童プラザ管理運営事業	0歳から小学6年生までの子どもが楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	特に小学生は放課後、定期的に利用する児童がおり、遊ぶだけでなく宿題を済ませている児童もいる。居場所としての活用のほか、見守りを行う指導員とのふれあいやコミュニケーションを通して、孤立化を防ぐことも期待できる。
	1	通常保育事業★	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	2	延長保育促進事業★	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	3	休日保育事業	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。今後、利用状況を見ながら実施圏の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	4	乳児保育促進事業	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	5	障がい児保育促進事業	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。		
基本施策1 地域における子育ての支援	(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実	6	認可外保育施設への支援事業	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		7	公立保育所運営管理事業	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた運営管理を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		8	民間保育所運営費補助事業	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		9	公立保育所施設整備事業	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		10	民間保育所等施設整備補助事業	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		11	認定こども園整備事業	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		12	公立幼稚園教育推進事業	介助教諭の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上を図る。また、公立幼稚園のあり方について検討する。	教育指導課 教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	民間園に比べ就園の費用を要しないことに加え、下中幼稚園で実施している給食については、世帯収入によって副食費が免除されている。	
		13	私立幼稚園教育推進事業	園児の内科検診や教職員の資質向上を図るため、研修・研究活動を支援する。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		14	就学前教育・保育充実事業	子どもを主体とした教育・保育の取組を市全体に拡げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を実施するとともに、公立認定こども園整備へ向けた保育・教育現場での諸課題を整理するため、アドバイザーによる指導を得ながら職員の相互研修を実施する。	保育課 教育総務課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		15	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		16	一時預かり事業(再掲)★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
		(3) を担う 幼児材 教育 確・保 保育	1	保育士等の処遇改善	国が進める保育士のキャリアアップを伴う処遇改善(処遇改善II)を実施した保育所等に対し、必要な給付費の支給を行うことで保育士の離職防止を図る。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
			2	就職相談会及び就職支援セミナー	潜在保育士や保育士養成施設の学生向け就職相談会や就職支援セミナーを開催し、事業者と就職希望者が繋がる場を設ける。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
			3	民間保育所等保育士確保支援事業	保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組や雇用保育士の宿舍借り上げ等の働きやすい環境整備に資する取組に対し、補助金を交付するなどの支援を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		(4) 子育て支援の ネット ワーク づくり	1	子育てマップ発行事業	子育て世帯に有益な情報を一冊にまとめ、配布する。	子育て政策課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
			2	電子母子手帳アプリ(おだわらっこ手帳)	スマートフォンのアプリを通して、育児に関する情報を提供し、妊娠期から子育て期にわたり支援する。これまで提供していた「ママパパ子育て知恵袋メール」の内容も引き続き、本アプリで提供する。	健康づくり課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
3	子育て支援フェスティバル開催助成事業		子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	参加した親子が楽しみながら様々な情報を得られることをコンセプトに、子育てに関する知識や情報などを提供することに加えて、開催者側の子育て支援団体間や行政と団体の連携を図ることで、地域の子育て支援活動の活性化が期待できるため。		
4	子育て支援拠点管理運営事業(再掲)★		子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	ひろば内での交流や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する講座等の実施を通して困難を抱える家庭を早期に発見し、必要に応じて他機関に繋げることが期待できるため。		
5	子育て世代包括支援センター(再掲)★		妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	母子手帳交付時の面談や育児相談等を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。		
6	母子訪問指導事業(再掲)★		妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。		
7	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★		生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。		
8	情報発信支援事業		子どもに関連する地域の活動情報を集約し、地域に発信する取組を支援する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)			
		1	総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	スポーツ課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。
(5) 子どもの健全育成	2	公園再整備事業	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行う。	みどり公園課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	3	まちなかの公園整備事業	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	みどり公園課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	4	児童遊園地管理補助事業	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	子育て政策課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	5	ウッドスタート事業	感性豊かな乳幼児期から、子どもが木に触れながら育つ環境の整備の推進、地域産木材の振興のため、赤ちゃんの誕生祝い品として木製品の玩具やコンセプトブックの配布の実施等を行う。	農政課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	6	体験学習事業	学校や世代を超えた交流による自然体験や社会体験、生活体験などの体験学習の機会を提供する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	7	指導者養成研修・派遣事業	青少年指導者を養成し、体験学習の充実を図る。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	8	子ども会支援事業	学区連合子ども会、市子ども会連絡協議会の様々な活動を支援する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	9	地区健全育成組織支援事業	地域の担い手となり得る地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるために、地域の実態に即した活動を支援する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	10	青少年育成推進員支援・活用事業	地域の指導者となり得る青少年育成推進員協議会が、青少年の非行防止及び健全育成のために行う活動を支援する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	11	地域の見守り拠点づくり事業(再掲)	地域の大人が地域の子どもの見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	
	12	プレイパーク事業 冒険遊び場事業(再掲)	子どもたちに公園を中心とした居場所を提供することで、子どもたちの安全確保と健全育成を図る。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	困窮世帯(生活保護制度や就学援助制度利用世帯)への保護者負担金の減免制度があり、保護者の就労支援に繋がっている。
	14	放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	在学児童であれば誰でも利用が可能であり、児童への学習支援や居場所づくりに繋がっている。
	15	子ども読書活動推進事業	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を助け、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。	図書館	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	育(6) 幼・小・中・高・大の経済的支援	1	児童手当支給事業	中学校卒業までの児童に児童手当を支給する。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)
2		就園就学支援事業	小中学校の学用品費や学校給食費等の援助等により、保護者の経済的負担の軽減を図る。	教育指導課	A(貧困対策と言える事業である)	
(1) 妊産婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実	1	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠からの早期支援を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	母子手帳交付時の面談や育児相談等を通じ、市民の生活・育児環境等に即した相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	2	妊婦健康診査事業★	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	妊婦健康診査を受診するための費用補助を通じ、誰もが母体の健康管理のために必要な健康診査を受けることができる。
	3	妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	妊婦歯科健康診査を受診するための費用補助を通じ、誰もが母体の健康管理のために必要な健康診査を受けることができる。
	4	母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産を迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	個別性の高い親子教室では、児の成長発達を支援するため、生活状況等考慮し、育児支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	5	乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	乳幼児健康診査では児の成長発達の確認を行うとともに、児の成長発達や生活・育児環境等に即した相談支援を行っている。児やその親などの状況を考慮し、必要なサービスへつなげることができる。
	6	育児相談事業	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等での出張相談を行う。また、保健センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	来所や電話での育児相談を通じ、市民の生活・育児環境等に即した相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	7	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に即した相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。

「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられている各事業の子どもの貧困対策に資する度合いについて <資料4-1>

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。	
基本施策2 子どもの母親や健康増進	8	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。	
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	1	保健推進事業	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	登校支援事業	不登校児童・生徒のための教育相談指導学級を運営する。また、中学校に不登校生徒訪問相談員及び校内支援室指導員を配置する。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	支援を要する要因に貧困が含まれる場合、貧困対策に資すると考えられる。
		4	教育相談事業	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談に至る要因又は解決に至るための条件に貧困が含まれる場合、貧困対策に資すると考えられる。
		5	青少年相談事業 ※第6次総合計画では「青少年相談事業」「児童相談事業」を統合し「子ども若者相談支援事業」としております。	ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子ども、若者やその保護者からの相談に対応する。 ※児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援を受ける事で本人の自立が促され、就労等につながり、経済面の改善が図られることがありとされる。
		6	児童相談事業	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援を受ける事で保護者が安定した養育をおこなえるようになることが家族の安定につながり、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
		(3) 食育の推進	1	食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食生活改善推進団体に食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	健康づくり課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)
	2		食育啓発事業	「生きる力」を育むため子ども料理教室を開催し、成長期の子どもたちに望ましい食習慣を身につけることの大切さを啓発することを努める。	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	3		魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	計画段階であり開催は未定だが、子ども食堂で料理教室を行うことを計画している。子ども食堂で魚料理を提供することが、子どもの貧困対策にも資する。
	4		ふれあい漁業推進事業	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	水産海浜課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	(4) 小児医療の充実	1	休日・夜間急患診療所補助事業	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。	健康づくり課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	小児深夜救急医療事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	健康づくり課 市立病院	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		3	育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課	A(貧困対策と言える事業である)	
		4	未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	未熟児の医療費の自己負担分を助成するため。
		5	小児医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	保険診療の自己負担分を助成するため。
	(1) 次代の親の育成・子どもの生きる力	1	保育体験学習事業	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	外国語教育推進事業	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		3	日本語指導協力者派遣事業	外国につながる児童・生徒が、学校内でより良い人間関係づくりを構築し、学習することができるよう支援するために、日本語指導等を行う人材を学校に派遣し、適切な学校教育の機会を確保する。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	対象児童生徒の家庭が貧困に関わる課題を抱えている場合、貧困対策に資すると考えられる。
		4	読書活動推進事業	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		5	学力向上支援事業	児童生徒に必要な学力を定着させるため、少人数指導スタッフやスタディ・サポート・スタッフを配置する。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	少人数指導等の対象に貧困家庭の児童生徒が含まれる場合、貧困対策に資すると考えられる。
6		人権教育	児童生徒への人権尊重の精神の涵養を図る。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
7		二宮尊徳学習事業	二宮尊徳翁の事績等を学習し、郷土の先人を愛する心を育て、自己の生き方の一助とする。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
8		学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拡げていく。	文化政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭環境等により芸術に触れる機会の少ない子どもも含めた小中学生を対象としている点。	
9		健康診断事業	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。	
基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	10	ウォーキングタウン小田原・歩育推進事業	子どもたちの豊かな心や生きる力を育む「歩育」を推進する。	スポーツ課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	11	学校施設整備事業	学校施設の長寿命化・機能向上に向けた考え方の検討	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	12	教育環境質的向上事業	外壁、防水改修、トイレ洋式化、特別教室の空調設置、教室内部の木質化等の整備を行い、教育環境の質的向上を目指す。	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	13	教育ネットワークシステム整備事業	平成25年11月から稼働している新システムの円滑な運用を図ると共に、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を推進する。	学校安全課 教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	14	学校施設安全対策事業	非構造部材の耐震化等、学校施設の安全に係る事業を行う。	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	15	学校災害給付事業	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度の利用など円滑な学校運営を行なう。	学校安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	16	特色ある学校づくり推進事業(未来へつながる学校づくり推進事業)	子どもや教職員、保護者、地域の願いを生かし、小田原の良さを生かした特色ある学校づくりを推進する。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	17	学校木の空間づくり事業	地域産木材の継続的利用、教育・学習環境の向上や地域との連携強化など様々な観点から市内小学校の内装木質化を行う。	農政課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)		
	(2) 家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	学校支援地域本部推進事業	学校支援地域本部を設置し、学校の教育活動の支援をするスクールボランティアを中心とする教育活動を推進する。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	学生ボランティアの活用	教育活動を支援する学生を派遣し、教育活動の活性化を図る。	教育指導課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		3	家庭教育学級事業	PTAで実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。	生涯学習課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	PTAの会合で子育ての悩みをテーマに話し合う際、生活の厳しさが語られる場合がある。具体的な解決に至らないものの、現代社会の課題を身近なものとして共有することができる。ローカルな場のささやかな実践にすぎないが、貧困解決に向かう一つの契機となる可能性がある。
		4	尊徳学習推進事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	二宮尊徳自身が幼少期に貧困を経験しており、尊徳の生涯を学ぶことは、そのまま貧困から立ち直った手段や精神性を学ぶことにつながる。
		5	青少年環境浄化推進事業	有害図書類の回収やカラオケボックス等への実態調査等により、青少年を取り巻く社会環境の向上を推進する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	※予算措置は無くなった。 10(青少年育成推進員支援・活用事業)に一部事業意向
		6	環境学習事業	市内の小学校を中心に、水源林の保全・再生活動(間伐体験など)を始め、地球温暖化、ごみの現状と取組やエネルギー問題など、様々なフィールドを活用した総合的な環境学習の取組を進める。 市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。	環境政策課 エネルギー推進課 環境保護課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		7	わたしの木づかいパイロット事業	市内の小学校で森林学習(座学)や間伐体験、木工場見学、地域産木材を使ったモノづくりを行う。	農政課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		8	森のせんせい養成・派遣事業	森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。	農政課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備	な宅(1) 住環境、質の良い住宅確保	1	立地適正化計画推進事業	生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。	都市政策課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)
2			市営住宅審査時の配慮	審査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課	A(貧困対策と言える事業である)	
して(2) 外出で安全な道路づくりの環境整備の推進・安全・安心		1	バリアフリーネットワーク事業 交通安全施設の充実	歩行者の安全確保を優先とし誰もが安心して歩けるネットワークづくりを推進する	道水路整備課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	交通安全施設の充実	道路照明灯、防護柵、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	道水路整備課 (学校安全課)	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		3	市民生活道路の改良事業	狭い道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	道水路整備課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
4	地域防犯灯整備事業	夜間における犯罪の防止と地域住民の通行の安全を確保するため、LED防犯灯の整備と管理を行う。	地域安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)			
5	自転車等放置防止対策事業	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対して指導啓発を行う。	地域安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)			

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。
バ(ー)ラ(ン)ス(一)仕(事)と現(生)活(の)た(め)の調(和)働(き)方(の)ク(ラ)イ(ブ)直(イ)シ(フ)	1	労働教育事業	新しい時代に即応できるよう勤労者の知識の習得を図り、労働問題講演会を開催する。	産業政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	講座を開催することで、勤労者が労働問題に直面したときに然るべき相談場所や制度等を知ることができ、生活の安定に資するものと考えられるため
	2	おだわら起業スクール事業	多くの起業家を他スクールで輩出したプロの講師陣が経営者の心構え、販路開拓、経営・収支計画、ビジネスプランの作成等、全6回の講義を展開し、市内での起業を目指す方を応援する。	産業政策課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	3	女性活躍推進事業	女性の就業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や情報の提供を行う。	人権・男女共同参画課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	女性がライフスタイルに応じて働き、安定した収入を得ることで貧困対策に繋がると考えられる。
基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進 (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	1	通常保育事業(再掲)★	家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。個々の保育所の定員の弾力化や拡充により待機児童の解消を図る。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	2	延長保育促進事業(再掲)★	保護者の就労状態等に対応するため、通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	3	休日保育事業(再掲)	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。今後、利用状況を見ながら実施園の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	4	乳児保育促進事業(再掲)	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	5	障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障害のある児童の保育を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	6	認可外保育施設への支援事業(再掲)	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	7	公立保育所運営管理事業(再掲)	公立保育所の施設等の整備や、給食の提供、職員の研修、賠償保険などを含めた運営管理を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	8	民間保育所運営費補助事業(再掲)	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	9	公立保育所施設整備事業(再掲)	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	10	民間保育所等施設整備補助事業(再掲)	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所における施設の改築や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	11	認定こども園整備事業(再掲)	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	12	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)(再掲)★	病氣中または病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を、病氣回復期まで一時的に預かる。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	13	一時預かり事業(再掲)★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	14	子育て支援拠点管理運営事業(再掲)★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	ひろば内での交流や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する講座等の実施を通して困難を抱える家庭を早期に発見し、必要に応じて他機関に繋げることが期待できるため。
	15	ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)★	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	公的サービスが提供されていない範囲での送迎や預かりなどの支援を通して、子育て家庭の仕事と育児を両立する手助けをするとともに、子育ての負担感や不安感を軽減することが期待できるため。
	16	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	困窮世帯(生活保護制度や就学援助制度利用世帯)への保護者負担金の減免制度があり、保護者の就労支援に繋がっている。

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。	
	17	放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	在学児童であれば誰でも利用が可能であり、児童への学習支援や居場所づくりに繋がっている。	
	18	勤労者融資対策預託金事業	低金利で融資を受けることができるよう金融機関に資金を預託する。	産業政策課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	貸付金の資金用途には、教育費、医療費、出産費が含まれており、子供の就学(進学)やその世帯の生活を支えることに寄与できるものと考えられるため	
	19	魚ブランド化促進事業(再掲)	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	計画段階であり開催は未定だが、子ども食堂で料理教室を行うことを計画している。子ども食堂で魚料理を提供することが、子どもの貧困対策にも資する。	
基本施策6 子ども等の安全確保	をす(1)犯罪た等の被害から守るため子ども等の活動の推進安全を確保	1	地域防犯力強化事業	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	地域安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	交通安全運動推進事業	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通安全教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	地域安全課(学校安全課)	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		3	交通安全団体活動費補助事業	小田原交通安全協会、小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	地域安全課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		4	街頭指導活動事業	青少年専任補導員が各地域の青少年育成推進員と連携して夜間指導等を実施する。	青少年課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	※予算措置は無くなった。
	(2)被害にあった子どもの保護の推進	1	教育相談事業(再掲)	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談に至る要因又は解決に至るための条件に貧困が含まれる場合、貧困対策に資すると思われる。
		2	青少年相談事業(再掲)	ひきこもりや若年無業者(ニート)、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子ども、若者やその保護者からの相談に対応する。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援を受ける事で本人の自立が促され、就労等につながり、経済面の改善が図られることが考えられる。
		3	児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援を受ける事で保護者が安定した養育をおこなえるようになることが家族の安定につながり、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
		4	女性相談事業	婦人相談員を配置し、配偶者からの暴力等保護を必要とする女性への支援、一時保護、暴力の防止等に関する啓発活動を行う。	人権・男女共同参画課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	両親間で経済的DVが起こっている場合等、被害者の支援により、子どもの貧困の救済に繋がると考えられる。
基本施策7 要保	(1)児童虐待防止対策の充実	1	児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援を受ける事で保護者が安定した養育をおこなえるようになることが家族の安定につながり、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
		2	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)
		3	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等にに応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
		4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等にに応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
		5	養育支援家庭訪問事業(再掲)★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	支援を受ける事で保護者が安定した養育をおこなえるようになることが家族の安定につながり、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
	(2)ひとり親家庭等の自立支援の促進	1	市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課	A(貧困対策と言える事業である)	
		2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課	A(貧困対策と言える事業である)	
		3	児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課	A(貧困対策と言える事業である)	
		4	母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	子育て政策課	A(貧困対策と言える事業である)	
		5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課	A(貧困対策と言える事業である)	
	基本施策7 要保	1	障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
		2	障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要となる訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	利用料が所得状況に応じて段階的に軽減される仕組みがある。療育を目的とするサービスではあるが、下校時刻後から18時頃までのサービスであるため、結果的にその時間帯に親が就労しやすい状況となっている。
		3	子ども発達相談事業	臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援を受ける事で保護者が安定した養育をおこなえるようになることに加え、保護者の適切な対応により児童の発達が促され、社会生活を円滑に過ごせる範囲が広がることで、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。

施策	番号	事業名 (★印は、子ども・子育て支援法に基づき実施する重点事業)	事業内容	担当課	子どもの貧困対策に資する度合いについて	「B」を選択した場合、具体的にどのような点が役立つかご記入ください。
障がい児童への対応などきめ細かな取組の推進 (3) 障がい児施策の充実	4	障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	児童が支援を受ける事により発達が促され、社会生活を円滑に過ごせる範囲が広がることで児童の自立が促進されると考えられる。
	5	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業(再掲)	乳幼児期・学齢期及び青壮年期と各ライフステージごとに行っていた相談支援機能を集約して窓口を一元化することにより、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場における支援者スキルアップを図る。	子ども青少年支援課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談支援事業を効果的に行える環境を整えることにより、養育環境の安定が図られ、家族状況の改善及び児童の自立が促進されると考えられる。
	6	心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がいがある児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課	A(貧困対策と言える事業である)	
	7	育成医療給付事業(再掲)	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課	A(貧困対策と言える事業である)	
	8	障がい児医療的ケア支援事業	医療的ケア児の日常活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。	障がい福祉課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	9	障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。	障がい福祉課	C(貧困対策とは関連がない事業である。)	
	10	軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象にならない18歳未満を対象とし、補聴器購入等に要する費用の一部を助成する事業。助成額は基準額の3分の2だが、非課税世帯等に属する場合、基準額全額を補助する。
	11	支援教育事業	特別支援教育相談室の運営を行う。また、様々な課題を持つ児童・生徒に適切な指導を行うため、個別支援員を配置するほか、医師や臨床心理士等を学校に派遣し、助言・指導を行う。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	支援を要する要因に貧困が含まれる場合、貧困対策に資すると考えられる。
	12	母子健康教育事業(再掲)	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産を迎えられるようママババ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	個別性の高い親子教室では、児の成長発達を支援するため、生活状況等考慮し、育児支援を行い、必要なサービスにつなげることができる。
	13	妊婦健康診査事業(再掲)★	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	妊婦健康診査を受診するための費用補助を通じ、誰もが母体の健康管理のために必要な健康診査を受けることができる。
	14	乳幼児健康診査事業(再掲)	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	乳幼児健康診査では児の成長発達の確認を行うとともに、児の成長発達や生活・育児環境等に応じた相談支援を行っている。児やその親などの状況を考慮し、必要なサービスへつなげることができる。
	15	子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠前から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠からの早期支援を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	母子手帳交付時の面談や育児相談等を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	16	母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	17	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	家庭訪問を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	18	育児相談事業(再掲)	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等での出張相談を行う。また、保健センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	来所や電話での育児相談を通じ、市民の生活・育児環境等に応じた相談支援を行い、必要なサービスへつなげることができる。
	19	教育相談事業(再掲)	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課	B(直接的に貧困対策を目的とはしていないが、貧困対策にも資する事業である。)	相談に至る要因又は解決に至るための条件に貧困が含まれる場合、貧困対策に資すると考えられる。